

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 宇美町社会福祉協議会

令和6年度 宇美町社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

宇美町社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、令和3年から令和8年までの6年間を地域福祉活動計画の第2期として、町の地域福祉計画と連動しながら進めています。その間、日本を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少、家族機能の変化、価値観の多様化、ICT通信の普及などにより大きく変化しました。そして、令和2年に起こった新型コロナウイルスの感染拡大は、人々の生活スタイルを変え、特に密なつながりを基本とする地域福祉活動では、感染というキーワードを念頭に置いて行動しなければならない、活動が縮小又は消滅するなど大きな負の影響を与えました。


4年が経ち、その影響が小さくなった現在、あらためて「つながりの再構築」と社会福祉のあり方について対策を考える必要があります。65歳以上の人口が1万人を超え、高齢化率も30%に迫ろうとしている宇美町において、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで送り続けることができるよう、地域の包括的支援やサービスの提供体制を行政と協力しながら構築していきます。また、孤独死、若者の自殺、不登校・ひきこもり、生活困窮、DV、子どもの虐待などの社会問題に対しても、ネットワークを形成し、相談体制を整え、必要な機関と連携を図っていきます。

今年1月1日に発生した能登半島地震では多くの人がお亡くなりになり、いまだ避難生活を余儀なくされています。このような大規模な自然災害に対しては、行政や関係機関・団体との連携が必要になるため、平常時から災害への備え、訓練等を行い、また被災地域を支える人、団体を支える仕組みづくりについても糟屋地区社会福祉協議会とともに取り組んでいきます。

地域福祉の考え方である「住民一人ひとりが福祉の受け手であると同時に、福祉サービスの担い手となりえる」ことを踏まえ、互いに支え合いながら安心して暮らすことができるまちづくりに向けて、各事業の取り組みを効果的に組織全体で推進してまいります。

II 基本施策

1. 地域福祉の意識づくり
2. 交流・ふれあいの促進
3. 支えあいとボランティア活動の促進
4. 子育て支援とその他生活サービス
5. 情報提供・相談支援体制の充実
6. 生活困窮世帯の自立支援
7. 緊急時・災害時の対応充実
8. 見守り・防犯活動・交通安全の促進
9. 受託事業の運営と遂行
10. 自主財源の確保と組織体制の強化

赤い羽根共同募金配分金を活用して実施している事業には  を添付しています。

内は目標値を記載しています。

基本施策 1. 地域福祉の意識づくり

1. 福祉教育教材「ともに生きる」小学3年生配布

子どもたちの福祉的感性を培うことを目的に福祉教育教材「ともに生きる」を町内小学校3年生全員に配布します。この教材はバリアフリー・ユニバーサルデザインとは何か、高齢者や障がい者の特徴と社会生活、そして人が支え合ってともにつながることの大切さなどについて、児童が身近に感じられ親しみやすく、日常の行動に結びつけられるように、福祉教育に活用していただくものです。

R6年度配布予定数	430冊
-----------	------



2. 夏休み福祉体験スクールの実施

小学6年生を対象に糸島市にある九州盲導犬訓練センターで体験型学習を開催します。普段目にする機会の少ない盲導犬について、視覚障がい者が生活する上での大切なパートナーであることを、実際にふれあいながら学習し、障がいについて理解を深められるよう実施します。

R6年度参加者数	20人
----------	-----

3. 小中学校総合学習への協力

車いすや視覚障がい（アイマスク体験）、高齢者疑似体験、福祉講演など小中学校における総合学習を地域の福祉施設と連携しながら支援します。

R6年度総合学習	8校
----------	----



4. 福祉協力校（町内小中学校）への活動助成

児童生徒の福祉意識の向上を図るため、町内小中学校へ福祉教育に対する助成を行います。

R6年度活動助成	8校
----------	----

5. 車いす、アイマスク、疑似体験の学習や地域行事のための福祉用具貸出

障がい者や高齢者についての理解を深めるため、小中学校や地域行事へ車いすやアイマスク、高齢者の身体的機能を疑似体験できる用具の貸出を行います。

6. 職員出前講座

ふれあいいいききサロンやシニアクラブ等で、簡単な脳トレやレクリエーションの提供、介護予防や認知症などについて講話し、お互いを尊重し、支え合う地域作りを推進します。

7. 社会福祉士資格取得実習機関としての協力

社会福祉を学ぶ学生を受け入れ、社会福祉士資格習得のための実習指導を行います。

社協事業や地域福祉活動などの実習を通じて、福祉への理解を深め、地域福祉の担い手となるよう人材育成を行います。

基本施策 2. 交流・ふれあいの促進

1. いきいきふれあいサロンへの活動支援

いきいきふれあいサロンは、令和6年3月時点23か所で活動されており、それぞれのサロンが特徴をもって企画・運営されています。サロンによっては、参加人数の減少やお世話する方の負担が大きいということから、今後の運営をどうするかが課題となっている地域もあります。今後、新規立ち上げや運営継続についてのご相談、レクリエーショングッズの貸出、職員出前講座など行い、活動を支援します。



2. いきいきふれあいサロンへの活動助成

地域ふれあい活動助成金としてサロンへの助成を行います。

3. 家族介護継続支援業務（町受託）

在宅で介護している方を介護から一時的に解放し、精神的・身体的負担の軽減を図ることを目的に、介護者同士の交流会を開催します。



4. 「RAN 伴」への活動助成支援

RAN 伴（ランとも）とは、認知症の人と接点がなかった地域の住民や企業、商店などが、認知症高齢者本人や家族、福祉関係者などと一緒にタスキをつなぎながらゴールを目指す全国的な催しです。宇美町では宇美商業高等学校の3年生が主体となって実施する「RUN 伴プラスかすや」の活動に助成及び支援しながら、認知症の啓発を行い、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進します。

基本施策 3. 支えあいとボランティア活動の促進

1. 支えあい事業の推進

日常生活の中で、自分や家族だけでは解決できない、また既存のサービスでは対応できない生活ニーズを抱えている住民に対して、地域住民（協力会員）の支援によって解決を図る事業です。社協だよりやホームページ等の多様な媒体を活用し、協力会員の育成や事業の普及・啓発を推進します。

	R5 年度	R6 年度
協力会員登録者数	28人	30人
利用会員登録者数	58人	60人
活動実績件数	75件	80件



2. 共同募金助成金事業の推進

地域福祉の推進に努める団体を支援するための公募制の助成金事業です。対象となる団体の把握や発掘に努め、町内で活動する団体に対し幅広く助成することでその活動を支援します。

R6年度助成団体数	21団体
-----------	------

3. ボランティア活動保険加入手続き

町内で活動するボランティア団体や介護予防教室の福祉サポーター、被災地を支援する災害ボランティアなどの個人の方が、安心して活動を行うことができるよう、保険の説明と加入手続き、事故が起こった際の保険請求に対応し、ボランティアの方の社会貢献活動を支援します。

R6年度加入手続数	200人
-----------	------

4. 献血推進事業（町受託）

非対面型の身近なボランティア活動のひとつが献血であり、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、人の生命を支える献血者が継続して献血できる環境を作り献血運動を推進します。

R6年度献血者数	200人
----------	------

基本施策 4. 子育て支援とその他の生活サービス



1. おもちゃ病院うみの開院

毎月第4木曜日に開院し、壊れたおもちゃをおもちゃドクターが治療します。子どもたちのものを大切に作る心を育てるとともに、ドクターと子どもたちの世代間交流も目的としています。

R6年度受付個数	120個
----------	------



2. 子育て支援センター等でのクリスマスプレゼント配布

地域との「つながり」を感じ、笑顔でクリスマスを過ごしていただけるように子育て支援センターや子育てサロンなどへクリスマスプレゼントを配布します。



3. 不登校に関する講演会・家族会等の実施

不登校を支援する団体と連携し情報交換会を行い、当事者家族を対象とした講演会や家族同士の交流会を開催します。



4. こども発達ほっと相談室の実施

就学前から高校生までのお子様に発達の特徴があり、子育てしづらい、あるいは子どもの成長に不安を抱える保護者やご家族等に対し、障がい児教育専門アドバイザーが相談を受けます。

R6年度相談件数	12件
----------	-----



5. 発達障害についての学習会の開催

発達障がいと呼ばれる子どもたちが増えていく中、子どもの成長過程において、不安を抱える家族を対象に、発達障がいに関する知識と本人への接し方や考え方などを勉強する学習会を開催します。



6. 車いすの貸出

自宅での一時的な介護、通院、旅行など移動手段として車いすを必要とされる方に貸出を行います。利用には賛助会員への加入が必要となるため、会員加入の特典として併せて周知していきます。

R6年度貸出件数	60件
----------	-----



7. レクリエーショングッズの貸出

自治会や子ども会、シニアクラブ、いきいきサロンなどで活用できるよう、レクリエーショングッズを無料で貸出し、地域交流活動の支援を行います。

R6年度貸出件数	20件
----------	-----

基本施策 5. 情報提供・相談支援体制の充実



1. 様々な媒体を活用した広報活動・情報の発信

- ①「社協だより」の発行（5月・8月・11月・2月の年4回）
- ②ホームページやフェイスブック、インスタグラムでの情報発信
- ③回覧チラシによる事業の実施案内
- ④宇美町社協作製福祉DVD「ふくしぶらす」の活用及び社協パンフレットの配布

2. 音訳版「社協だより」作製

音訳ボランティアにご協力いただき、「社協だより」の音訳版を作製します。誰でも聞くことができるようホームページ上にあげ、情報を発信します。

3. 相談支援の強化

地域の様々な生活に関する相談を受け止め、支援につなげるよう関係機関や団体との連携に努めます。



4. 心配ごと相談所事業

心配ごと相談員（民生委員児童委員、人権擁護委員、行政相談委員）が、日常生活における悩み、財産や家族の問題など、様々な相談に応じます。また、電話での相談も受け付けるなど、悩みを抱えた住民の方が気軽に相談できるよう社協だより、うみ広報、回覧等で周知します。

【相談日】毎月第1.3木曜日 9：30～12：30 予約不要

R6年度相談件数	40件
----------	-----

5. 弁護士相談事業（町受託）

福岡県弁護士会から派遣された弁護士が相談に応じます。身近な法律相談の窓口として広く町民へ周知します。

【相談日】毎月第2.4木曜日 13：30～15：30 要予約

R6年度相談件数	96件
----------	-----

6. 民生委員児童委員との連携強化

小学校区単位の校区部会や全体定例会に参加して、委員との連携を図るとともに情報交換や意見交換を行い、地域における福祉課題等を把握して情報の共有を図ります。

7. 生活福祉資金貸付事業（福岡県社会福祉協議会受託）

※「6. 生活困窮世帯の自立支援」にて説明

8. 日常生活自立支援事業（福岡県社会福祉協議会受託）

認知症、知的障がい、精神障がいにより、自分一人で契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方を対象に、預金通帳や印鑑等をお預かりして日常的な金銭管理を行います。また福祉サービスを安心して利用できるよう支援を行います。

9. 法人後見事業体制の整備

判断の能力が不十分な人の支援を法人として行うことができる法人後見事業を進めるため、実施している他市町村の情報収集と支援体制を整備していきます。

基本施策 6. 生活困窮世帯の自立支援



1. 緊急一時支援事業

生活に困窮し、生活保護の申請又は生活福祉資金を申請した世帯のうち、所持金が少なく食料購入等が困難な世帯に対し、緊急的対応として上限3千円の現物給付を行います。それ以外の生活困窮世帯に対しては、備蓄品の現物給付を行い、適切な相談支援機関に繋がります。

2. ふくおかライフレスキュー事業との連携

糟屋地区の社会福祉法人が連携して、食料品や日用品の提供、緊急避難先としての施設活用などを行い、生活困窮世帯の問題解決に向けて支援します。宇美町では、社会福祉協議会、相互福祉会希望学園、同朋会同行園が協力し、レスキュー事業に取り組んでいます。

3. 生活福祉資金貸付事業（福岡県社会福祉協議会受託）

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯を経済的に支え、生活の安定と自立を図ることを目的にした貸付制度です。民生委員児童委員や困りごと相談室と連携し、自立に向けた支援を行います。

4. 関係機関との連携

様々な福祉ニーズに対応できるよう行政機関と情報を共有して、生活困窮世帯の自立を支援します。

基本施策 7. 緊急時・災害時の対応充実

1. 近隣社協との災害時の連携

糟屋地区社会福祉協議会災害時相互支援協定及び一般社団法人福岡青年会議所との災害時相互協力協定に基づき、災害時に柔軟に対応できる体制整備や連携を図ります。

2. 災害ボランティアセンター設置体制整備

大規模な災害が起こった際、町との災害協定に基づき、社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを立ち上げます。有事に備え、糟屋地区の社会福祉協議会と連携して、災害ボランティア設置運営訓練を実施します。また、災害ボランティアセンターマニュアルやBCP（災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画）を策定しており、町の防災計画に基づき随時見直しを行います。

基本施策 8. 見守り・防犯活動・交通安全の促進

1. 宇美町シニアクラブ連合会への活動助成

宇美町シニアクラブ連合会の活動支援のため、助成を行います。

2. 交通安全教室開催への助成

粕屋地区交通安全協会宇美支部の活動支援のため、助成を行います。

基本施策 9. 受託事業の運営と遂行

1. 宇美町働く婦人の家し〜ず・うみ指定管理事業（町指定管理）

「仕事と生活の両立事業」「活動と交流を深める事業」「自主サークル支援」「相談事業」「情報提供事業」「貸館事業」「施設の維持管理事業」を柱として、マルシェなどのイベント企画、各種講座の開催、自主サークルの活動支援など様々な団体、町と共働しながら事業を進めます。

2. 宇美町立老人福祉センター窓口受付等業務（町受託）

60歳以上の町内在住者が利用できる老人福祉センターの施設管理、日常的な点検、利用者の確認等を行い、憩いの場、交流の場となるよう利用者増に努めます。また、老人福祉センターふれあいまつりでは実行委員会事務局としてイベントを開催します。

R6年度利用人数	4,400人
R6年度サークル数	15サークル

3. 弁護士相談業務（町受託）

福岡県弁護士会から派遣された弁護士が相談に応じます。身近な法律相談の窓口として広く町民へ周知します。

R6年度相談件数	96件
----------	-----

4. 献血推進業務（町受託）

少子化により献血可能人口が減少する中で、必要な血液を安定的に確保するために、回覧やポスター掲示等により周知し、献血運動を推進します。

R6年度献血者数	200人
----------	------

5. 自殺対策業務（町受託）

宇美町自殺対策計画に基づき、地域や家庭など身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる地域レベルでの人材を養成することを目的に講座を開催します。

R6年度受講者数	30人
----------	-----

6. 個別避難計画作成業務（町受託）

災害避難時に配慮が必要な人を掲載した「避難行動要支援者名簿」の登録者の内、避難支援等関係者への情報提供に同意があった方に対して、避難支援実施者の選定、避難場所と経路の確認、避難場所での配慮など身体状況や生活環境を考慮した個別避難計画作成します。

7. 手話奉仕員養成研修業務（宇美町、須恵町、志免町受託）

聴覚障がい者の生活や障がいの特性、関連する福祉制度等の理解を深めるとともに、日常会話を行うために必要な手話語彙と表現技術を習得した奉仕員を養成することを目的に、糟屋南部3町（宇美町、志免町、須恵町）合同で手話奉仕員養成研修の基礎編を実施します。

8. 介護予防業務（町受託）

①介護予防把握業務

自分らしく自立した生活を維持・継続するため、閉じこもり等何らかの支援を要する方を早期に発見し、社会参加や必要なサービスに繋ぐことを目的とした業務です。個別訪問やアンケート調査等により、対象者本人からの聞き取りにより実施します。

②介護予防普及啓発業務

65歳以上の方で介護保険給付の通所系サービスを利用していない方を対象に、介護予防に効果的な生活習慣を身につけ、自分らしい自立した生活を維持・実現することを目的に5つの小学校区で介護予防教室を開催します。

③訪問型サービスB業務

高齢者が住み慣れた地域の中で暮らしていくために、生活支援サービス「ちょ^{びい}Bとサポート」を受けられる住民主体の助け合いの活動です。高齢者が自らも生活支援サービスのサポーターとして活動することにより、自身の生きがいづくり、社会参加、介護予防に繋がるよう業務に取り組みます。

9. 包括的支援業務（町受託）

①生活支援コーディネーター業務

第1層（町）及び第2層（小学校区）単位に生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足するサービスの調査や関係団体への働きかけを行います。訪問型サービスBの担い手の養成と活動の場の確保、情報収集などを行います。

②福祉サポーター養成・活動管理支援業務

小学校区で実施している介護予防教室の福祉サポーターを養成します。また、講座を修了した福祉サポーターの登録管理と活動を支援します。

R6年度サポーター数	80人
------------	-----

③認知症地域支援・初期集中支援業務

認知症地域支援推進員を配置し、地域における認知症の人や家族からの相談に対応します。また、医療サービスや介護サービスを受けていない又は中断している方で認知症が疑われる方に対し、家庭訪問、必要な医療・介護支援サービスへの導入・調整や家族支援、サービ

ス導入後の観察・評価など初期の支援を集中的に行い、本人らしく自立した生活のサポートを行います。

認知症予防カフェは、現在老人福祉センターのみで行われていますが、他の地域でも実施できるよう取り組みます。

R6年度認知症カフェ開催回数	20回
----------------	-----

10. 地域支援任意業務（町受託）

①家族介護継続支援業務

在宅で介護している方を介護から一時的に解放し、精神的・身体的負担の軽減を図ることを目的に、介護や認知症に関する講演会や家族同士の交流会を行います。

R6年度参加者数	50人
----------	-----

②認知症サポーター養成・活動支援業務

認知症に関する知識と理解をもち、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成します。また、養成講座の講師を務めるキャラバンメイトの連絡会を開催し、講座の企画や情報共有を行い、活動を促進します。

R6年度実施回数	10回
----------	-----

11. ファミリー・サポート・センター事業（町受託）

支援を必要としている子育て世代の方に利用してもらえるように、まかせて会員及びおねがい会員の会員登録講習会を開催します。また、子育て支援の輪を広げることを目的とした会員交流会や子育て家庭の様々なニーズに対応するためスキルアップ研修会を行います。

	R5年度	R6年度
おねがい会員数	134人	150人
まかせて会員数	87人	95人
活動件数	28件	50件

12. こども家庭相談支援員の出向（町受託）

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に関すること及び児童虐待、子育て支援に関する業務のため、専門職（社会福祉士）を出向させます。

13. 日常生活自立支援事業（福岡県社会福祉協議会受託）

※「5.情報提供・相談支援体制の充実」内にて説明

14. 生活福祉資金貸付事業（福岡県社会福祉協議会受託）

※「6.生活困窮世帯の自立支援」内にて説明

基本施策 10. 自主財源の確保と組織体制の強化

1. 赤い羽根共同募金運動の促進

地域住民の皆様や町内外の事業所様から多大なご協力をいただいている赤い羽根共同募金は、受託事業以外の地域福祉事業に活用する貴重な財源となっています。その使い道や配分方法など社協だよりを使って周知し、さらなる共同募金運動の促進を図っていきます。

R6年度目標額	7,800,000円
---------	------------

2. 賛助会員への加入促進

赤い羽根共同募金と合わせて地域福祉事業の貴重な財源となる賛助会費は、「寄付という形での福祉への参加」として、地域住民の皆様へご協力をお願いをしています。賛助会員に加入することで利用できるサービスには、車いすの利用と支えあい事業（※利用条件あり）があり、広報等でPRを図り、利用増に取り組んでいきます。

R6年度会員口数	2,000口
----------	--------

3. 一般寄付・香典返し寄付の受付

地域福祉活動の財源の一つとして、一般寄付と香典返し寄付を受付けています。皆様からいただいた寄付金は、社協事業を推進する上で支えとなっているため、今後ともご寄付いただけるよう地域福祉活動に取り組みます。

4. 理事会及び評議員会の充実

自治会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ、商工会、保護司会、社会福祉法人施設、行政などの関係機関・団体で構成される理事会、評議員会において、社協の規程、事業、予算等重要な事項をご審議いただき、適切な社協運営に努めます。

5. 職員育成研修の充実と体制づくり

職員の資質向上を図るために研修体系を構築し、段階・階層別の研修を実施します。また、職員間の情報共有、連携を図った組織づくりを行います。